

# 「税務システム等標準化検討会（第8回）」

## 議事概要

日時：令和5年6月2日（金） 10:30～11:00

場所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

### 【構成員】

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授
井上 均	東京都 主税局税制部 システム管理課長
清水 健次	浜松市 財務部 次長
岡田 茂樹	神戸市 行財政局 税務部 税制企画課長
岡田 寿史	前橋市 未来創造部 参事兼情報政策課長
菊地 真	三鷹市 市民部 市民税課長
澁木 隆行	三条市 総務部 情報管理課 主任（大竹 芳弘 情報政策課課長補佐の代理出席）
塩沢 健一	飯田市 総務部 税務課長
深澤 安伸	富士市 デジタル推進室長
林 英樹	豊橋市 財務部 市民税課長
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室長
西川 亨	全国知事会 調査第一部長
松下 純也	全国市長会 主事（山本 靖博 財政部長の代理出席）
伊藤 正志	地方税共同機構 審議役兼事務局長
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート （千葉 大右 地方業務標準化エキスパートの代理出席）
三木 浩平	総務省 デジタル統括アドバイザー
市川 靖之	総務省 自治税務局 都道府県税課長
植田 昌也	総務省 自治税務局 市町村税課長
天利 和紀	総務省 自治税務局 固定資産税課長
村上 浩世	総務省 自治税務局 都道府県税課自動車税制企画室長
尾崎 祐子	総務省 自治税務局 企画課電子化推進室長

### 【欠席者】

竹村亜希子	南国市 情報政策課長
小野寺則博	全国町村会 財政部長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会 企画部担当部長
山口 最丈	総務省 自治税務局 企画課長

### 【準構成員】

日名子大輔	株式会社 RKKCS 税務収納システム部長
-------	-----------------------

藤原 康洋 北日本コンピューターサービス株式会社 ダイアログソリューション営業部  
東日本エリア担当課長

早田 浩史 Gcom ホールディングス株式会社 第2製品開発部長

徳留 隆洋 株式会社シンク 東京支店 東日本営業課

亀井 勢 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 税務情報システムグループ課長

佐藤 誠 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部次長

佐藤 貴浩 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 プロフェッショナル

箕田 孝文 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第一開発本部 本部主管

賀川 健太郎 富士通 Japan 株式会社 ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部  
シニアディレクター

その他オブザーバー等

#### 【議事次第】

#### 1. 税務システム標準仕様書【第3.0版】(案)について

#### 【意見交換(概要)】

#### 1. 税務システム標準仕様書【第3.0版】(案)について

- 標準化対象20業務があるうち、税以外は昨年度末で2026年3月末の期限へのシステム移行のための仕様を固めた。税だけは税制改正が毎年あるので引き続きバージョンアップしていかないといけないと思うが、2026年3月末に実現しなければならないバージョンはいつ頃の見直しになるのか。来年度も今回と同じようなスケジュール感で進んで次のバージョンが出されて2026年3月末に向けた最終版になるのか。(デジタル統括アドバイザー)
- 今後のスケジュールについては、3.0版において税制改正以外のものはすべて反映する予定である。そのため、令和7年度末(2026年3月末)に満たすべき標準仕様書の形というのは、今回の税務システム標準仕様書3.0版が、今後の税制改正等に伴う反映を除き一応の完成形であると想定している。(総務省)
- 一応の完成形というのは、ベース部分は完成しているけれども、毎年の税制改正に伴う見直しはあるとのことで、ベース部分が満たしていればよいのか、あるいは、微修正の部分まで含んでいないと法律違反なのか。(デジタル統括アドバイザー)
- 3.0版でベース部分はお示しさせていただく。デジタル庁からも税制改正等の制度改正以外を契機とするものは2022年度末に2025年度末に移行するバージョンを確定させるという話はあるが、税制改正等の毎年見直しがあるものは別途の反映方法により行うこととなっている。今後、地方団体にどのような影響があるのか注視しながら制度改正等を契機とした見直しについては反映していきたいと考えている。(総務省)
- 2026年度以降の税制改正をどう反映するのか。反映するタイミングが気になる(座長)
- 税法上は税制改正があれば遵守しなければならない。ただし、税法を遵守する方法としては、システム改修で守らなくてもマニュアル等の外出しの対応で行う方法もある。一方で、標準化法は標準仕様書に従うこととなっており、その標準仕様書が税だけは直前までバージョンアップされるということ。し

たがって、マニュアル対応等で税法には遵守しているとしても、標準化法に違反しているということにならなければよいと思う。(デジタル統括アドバイザー)

→ 法改正全般については標準仕様書への対応を踏まえて早めに検討していくとなっていたと思うが、デジタル庁からこの点について解説いただけるとありがたい。(座長)

→ バージョンについては、第2回関係府省会議において基本的な考え方の案として、制度改正等は原則1年前の改定として対応いただくことが前提で、それ以外の改定については原則2026年度以降の対応としていただきたいと示している。今後、どのように全体のバージョン管理をしていくのか、適合の確認をしていくのかを当庁から示していきたいと考えている。また、税制改正における改定等の別途の方法によるものは制度所管省庁とも協議しながら検討していく予定である。(デジタル庁)

→ 承知した。(デジタル統括アドバイザー)

- 資料1の6ページで、個人住民税で「当分の間、標準オプション機能へ緩和」と書かれていることについて、「当分の間、標準オプション機能へ緩和」ということが仕様書でどのように記載があるのか。(座長)

→ 「当分の間、標準オプション機能へ緩和」というのは昨年度の議論で「当分の間」というのは5年間程度を目安としていた。今後、但し書き(「当分の間、標準オプション機能へ緩和」)なしの実装必須機能とするのがふさわしいのか、そのまま標準オプション機能がふさわしいのかについては、各団体のシステム改修の状況を見ながら検討していかなければならない。今後の検討課題として引き続き検討が必要であると認識している。(総務省)

→ 心配なのはその経緯や理由をどのように引き継いでいくのかということである。このような会議の議事録として残していくことやリストとして整理しておくことも大切だと思う。(座長)

- 標準仕様書の帳票でお願いがある。一例として指定されている文字サイズと用紙サイズがそれぞれ定義されている場合、指定された用紙サイズに指定された文字を印字すると文字が入りきらないという問題がある。全国意見照会では変更部分のみの意見出しとなっているが、帳票について変更部分以外も引き続き検討しなければならない事項もあるため、ワーキングチームにおいて引き続き検討していただきたい。(東京都)

→ 引き続き検討となるとベンダ側の開発が遅れてしまうので、修正すべき点は一応の完成形である税務システム標準仕様書3.0版までに急いで修正していくということか。(座長)

→ 税制改正に伴うもの以外は全くもって修正できないわけではなく、程度としては軽微な修正は許容されていると認識しており、今後修正していく必要があるのではないかと考えている。(東京都)

→ 承知した。(座長)

→ 帳票において各ワーキングで議論が継続されていることは承知しており、今後早急に議論を重ねていき、地方団体や開発されるベンダへの影響の程度等も勘案しながら、できる限り早く結論を得て仕様書へ反映することも検討していきたい。(総務省)

以上